

【Q&A】応募予定事業者からの質問に対する回答

令和 7 年 7 月11日作成

質問区分	No.	質問	回答
事業内容（全般）	1	実績の報告を学会等で発表とありますが、発表場所に関しては任意ですか？	本事業による高齢者等の自立支援・重度化防止の取組成果を広めるため、学会等での発表を要件としています。このため、発表場所については、例えば「日本学術会議協力学術研究団体」等の学会や学術大会、研究大会等、登壇者や参加者が一般に広く募集される場を想定しています。 なお、開催場所については、国内のどの場所であっても制限を設けるものではありません。
補助額・対象経費	2	補助金により購入した備品の取り扱いについてのご確認です。 本事業の終了後も、取組事業所におけるケア品質の維持・向上を目的として、プログラムで使用した備品を取組事業所へ譲渡し、継続的に活用していただくことは制度上可能でしょうか。	本事業の方向性に合致する形で、活用していただく分には問題ございませんが、都の補助金で購入した物品ですので、有償での譲渡・貸与はできません。 なお、本事業で補助対象となる備品は、30万円未満のものに限ります。
	3	弊社は代表社員3名で構成される会社です。実務等も3名で実施しますが、対象経費のうち「報酬」に当たる経費で役員報酬を支払うことは可能でしょうか。役員報酬を支払う場合は現在Q&Aに記載されている”賃金”と同様に事業に係る時間や労力等を鑑みて按分は行う予定です。	差し支えありません。
	4	以前質問で役員報酬が「報酬」の科目に含まれるのかをお伺いしましたが、本事業の計画を踏まえて、役員に手当も出す必要があると考えております。 そこで質問を改めてお送りさせていただきます。 事業の実働が伴う役員への報酬(役員報酬)は補助金の対象となりますでしょうか。もし含めても良い場合、科目は「賃金」「報酬」その他どちらの項目に含まれるのでしょうか。 また、同様に実働が伴う役員への報酬(役員報酬)として追加で事業の実働に見合った手当を支給する場合も補助金の対象となりますでしょうか。もし手当を支給しても良い場合、科目は「職員手当等」でお間違いないでしょうか。 お答えいただけますと幸いです。	ご質問の中での”報酬”や”手当”に関わらず、実働が伴う役員への支出は「賃金」として含めてください。
	5	今回、質的なデータの分析のために分析用PCとソフトウェアを購入したいと考えております。PCは備品購入費かと思いますが、ソフトウェアはどの科目にあたりますでしょうか。ソフトウェアが高額であり、30万円を超えるため備品購入費で処理できないものとなります。また、ソフトウェアに対するプラグインソフトも購入する必要がありますが、こちらも複数高額なプラグインがございます。科目を教えてください。上で判断したく思います。	ソフトウェアを購入する場合の費目は、「備品購入費」となります。 なお、単価30万円未満の備品のみ補助対象となりますので、単価30万円以上の備品はリースを検討してください。リースとなった場合は、「使用料及賃借料」として計上してください。
	6	本事業に参加する研修事業者が持つノウハウや、開発する研修教材等の知的財産がどのように保護されるか、その取り扱いについて教えてください。 特に、知的財産権の帰属や秘密保持に関する規定がございましたら、関連する資料（ガイドラインや契約書雛形など）と併せてご教示いただけますと幸いです。	知的財産権の帰属は、研修教材等を開発した事業者にあります。 なお、募集要項「3 事業内容」の（4）による報告については、学会等への発表資料に限らず、開発された研修教材や、取組成果の分かる資料等の一式を東京都に提出していただきます。東京都が自立支援・重度化防止の取組を広めるにあたり、これらの提出物を利用することを承諾していただく必要があります。
その他	7	本事業に参加するにあたって、倫理審査の実施は必要でしょうか。必要な場合、どのような範囲・形式が求められるかも含めてご教示いただけますと幸いです。	本事業は、介護事業所の自立支援の取組みを支援することが主目的であり、倫理審査は必須ではありません。ただし、研究等で事業後もデータを活用されるなどの目的がある場合は、必要な手続きを行ってください。 なお、利用者に対しては、取組の開始時に本取組について説明を行い、同意を取得してください。

【Q&A】応募予定事業者からの質問に対する回答

令和7年7月4日作成

質問区分	No.	質問	回答
申請者要件	1	一般社団法人が研修等事業者として応募することは、可能でしょうか。	法人の種類に制約はないため、差し支えありません。
事業内容（全般）	2	弊社は東京都外に所在しておりますが、この場合でも、要件（東京都内の3か所以上の取組事業所を確保し、事業内容を全て実施できること等）を満たせば、「研修等事業者」として応募資格を有すると考えて差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
	3	本事業で指導にあたる人材（講師等）に、求められる資格や実務経験などの具体的な要件はございますでしょうか。 本事業に参画する研修等事業者には、どの程度の事業実績（期間や規模、成果など）が求められますでしょうか。	過去の事業実績や、講師の資格・経験等について一律の要件はありません。そうした点を含めて事業計画書に記載していただき、事業者選定にあたっての審査の対象とします。
	4	弊社が、弊社の事業部を対象として研修や伴走型支援を行う取組は、本事業の対象となりますか。	取組事業所のうち最低1か所は、同一法人が運営する事業所以外から選んでいただく必要があり、同一法人内でのみ行う研修や伴走支援は、本事業の対象となりません。
	5	本事業では取組事業所は、通常実施していなかった可能性のある評価や介入、研修等事業者とのやりとり等業務が生じるかと思えます。研修等事業者が取組事業所に対して、本事業への協力への謝礼という形で報奨を支払うことは想定されていますでしょうか。 この場合、所要経費積算書において「報酬」とあるのは、本事業の実施にあたって研修等事業者が収益として受け取って良い金額との認識でしょうか。	研修等事業者が取組事業所に報酬を支払うことは想定していません。 所要経費積算書で「報酬」としているのは、研修等事業者が、外部の専門家の方などに対して報酬を支払うことを想定しています。 なお本事業の実施に伴い、取組事業所において追加の業務が発生する場合の費用は補助対象となりますが、例えば人件費については本補助事業に従事した日数・時間で按分するなど、合理的な方法で対象経費を算出してください。
事業内容（取組事業所）	6	当社は全国で介護施設を運営している会社です。都内の施設のうち3施設を対象施設として、本社で申請をすることは可能でしょうか？	取組事業所のうち最低1か所は、応募事業者（研修用事業者）が運営する事業所以外から選んでいただく必要があり、すべて同一法人の運営する施設である場合は、本事業の対象となりません。
	7	1法人で複数事業所（例：3事業所）が参加することは可能でしょうか。	応募する事業者（研修用事業者）と別法人の運営する事業所であれば、1法人で3事業所参加することは差し支えありません。
	8	取組事業所のうち最低1か所は、同一法人の運営する事業所以外から選ぶ必要があるとのことですが、2か所を弊社運営事業所、1か所を別法人が開設（運営）している事業所（弊社が特定施設サービスの運営受託）と考えております。 あくまでも、開設（運営）しているのは別法人になりますので、この場合は、「最低1か所は同一法人の運営する事業所以外」に適合するという認識でよろしいでしょうか。	ご応募いただくことは差し支えありませんが、本事業は都内における高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進することを目的としており、複数の法人で広く事業に取組む事業者を想定しております。 研修等事業者が取組事業所の業務を受託している場合は、事業計画書にその旨を記載していただき、そうした点を含めて事業者選定にあたっての審査の対象とします。
	9	研修対象として、弊社が運営する事業所3ヶ所以上＋運営受託をしている1ヶ所を想定しておりますが、同一法人運営する事業所の他、最低1施設の条件をクリアする認識であっておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、運営受託している事業所も3カ所に含めて差し支えないので、同一法人で運営する事業所2ヶ所以上＋運営受託をしている1ヶ所でもご応募いただくことが可能です。なお、運営受託事業所の取扱いは、No.8の回答もあわせてご確認ください。
	10	総合事業のみを提供している事業所も、取組事業所の1つとして数えることが可能でしょうか。	総合事業のみを提供している事業所は、取組事業所に含めることはできません。
	11	通所介護のサテライト型事業所を、3カ所の取組事業所の1つとして数えて応募することは可能でしょうか。	通所介護のサテライト型事業所は、サービス提供状況の把握や、職員に対する技術指導等が本体事業所と一体で行われていることが必要であり、独立して運営されている事業所ではないため、取組事業所に含めることはできません。
事業内容（対象の高齢者）	12	本事業では「最低10名の利用者を対象」とありますが、開始時点で10名を確保しておく必要があるのか、それとも最終的に10名分のデータが確保できれば要件を満たすのか、判断基準を教えてください。	例えば1年間の取組を6か月ごとに期を分けて、第1期5名、第2期5名のように取り組んでいただくことも可能です。
	13	「一つの取組事業所において最低10名選定」「原則として1名の利用者につき6ヶ月以降継続すること」とありますが、途中退居、ご逝去、入院などが発生し、取り組み終了時まで継続が難しい場合は追加で対象となる高齢者の方を選定する必要がありますでしょうか。	本事業では取組成果の分析・評価をさせていただくため、分析・評価に足る人数として、最低10名の選定を条件としております。このため、2年間の事業計画期間を勘案し、可能な限り追加で選定ください。
	14	特別養護老人ホームにおいて、要介護3の利用者が要介護2に改善した場合、本事業の趣旨からすれば成果と捉えられると思いますが、特養の入所要件との関係で、退所などの対応が求められるケースがあるため、事業対象者として継続してよいかご教示いただけますか。	引き続き、自立支援・重度化防止の取組や、取組成果の分析・評価等が可能であれば、差し支えありません。
	15	事業所の規模が小さく、10名の対象者確保が難しい可能性があります。その場合でも申請や参加は可能でしょうか。柔軟な対応が可能かどうか、ご教示ください。	2年間の事業計画期間の合計で、10名の対象者を確保できる取組事業所を選定していただく必要があります。
事業内容（取組の評価）	16	同一法人の複数事業所が取組事業所として参加する場合、事業成果の取りまとめや報告において、事業所ごとではなく法人単位での報告・集計が可能でしょうか。	事業所単位で行っていただく必要があります。

【Q&A】応募予定事業者からの質問に対する回答

令和7年7月4日作成

質問区分	No.	質問	回答
補助額・対象経費	17	所要経費積算書の記載欄が狭く、主な使途については必要最低限の項目しか記載ができません。こちらに関しては「備品購入費」以外についても別途資料を添付して詳細な内訳を示した方がよろしいでしょうか。もしくは別途資料の添付は控えた方がよろしいでしょうか。	別途資料を添付いただいて差し支えありません。
	18	備品購入費については金額の大きな備品は値段のわかる資料と数量等別紙にて明記するつもりです。例えば、文具品など値段の小さい物品についても詳細を記載する必要はございますでしょうか。	備品とは、次の2つの条件を満たすものを指します。 ①比較的長期にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの ②契約別途額（消費税を含む。以下同じ。）が100,000円以上の物品 例示のような文房具などの消耗品は需要費欄に該当しますが、事業計画書の提出時点においては、需用費全体の大まかな使途が確認できれば、具体的な購入品目を詳細に記載いただく必要はありません。 なお、備品に該当するものは、金額の多寡にかかわらず、品目や数量、金額、購入理由等が確認できる資料を添付してください。
	19	事業を立ち上げる際に必要な人件費は補助対象経費に含まれますか。	補助対象となりますが、本補助事業にかかる業務と、それ以外の業務を兼務する場合は、本補助事業に従事した日数・時間で案分するなど、合理的な方法で対象経費を算出してください。
	20	補助対象経費の報酬および報酬費については、それぞれの研修等事業者が設定する任意の金額でよろしいでしょうか。都が定める単価基準や上限額などがございましたらご教示いただけますでしょうか。	一律の上限はありませんが、事業者の選定にあたっては、経費の妥当性を含めて審査の対象となります。
	21	事業を立ち上げる際に必要な地代、家賃は補助対象経費に含まれますか。	補助対象となりますが、当該土地・建物を、本補助事業以外の業務と兼用する場合は、本補助事業に使用する日数・面積で案分するなど、合理的な方法で対象経費を算出してください。
	22	所要経費についてです。「旅費」の科目において、取組内容の発表や参考になる学会への情報収集等、学会参加に関わる移動費は含まれますでしょうか。	国内での旅行について、合理的な経路での最低限の交通費のみ補助対象です。
	23	役務費にはどういった項目が入りますでしょうか。例えば、現場支援を担当していただく方と業務委託契約を締結予定ですが、こちらはサービスに対する対価のため役務費と捉えることもできるかと思います。役務費の例示をいただいた上で判断したいと思います。	役務費は通信運搬費（郵便料金・電話料等）、手数料、保険料等が想定されます。質問いただいた例示の場合は、委託料に該当すると考えます。
	24	研修や伴走支援につきまして、その一部を弊社から別法人に業務を委託し実施する場合、その業務委託にかかわる費用（業務委託費）は対象経費として差支えないでしょうか。	差し支えありません。
	25	本事業において、大学や研究所の先生方から継続的にアドバイスをいただいたり、分析についてご指導をいただく予定です。その際の謝礼についてですが、大学等先生方のご所属先によって謝金で処理するのが好ましくない場合が多いようです。そこで、「学術指導契約」という形で先生方のご所属先と契約してその契約の履行に對してお支払いを行うことを想定しております。「学術指導契約」（全てが同様の名称ではないかもしれませんが）については積算書のどの科目に該当しますでしょうか。	例示のような謝礼的な性格をもつ費用の場合、報償費に該当すると考えます。
	26	2.助成対象として、弊社研修部門と、他社コンサルが入りながら自立支援の研修、実施を計画しておりますが、コンサル費用については助成対象内でしょうか。	対象となります。
その他	27	公募要項に、補助上限額は「1年度あたり1,500万円（最大）」とあります。例えば、取り組み期間が令和7年度から令和8年度までの2年間として採択された場合、補助金は各年度で最大1,500万円、2年間で合計最大3,000万円まで交付される可能性がある、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、事業計画書に記載いただいた経費総額が、2年間合計での補助金の上限額となります。
	28	補助金交付要綱別記2 補助条件の17に、事業実施のための契約手続について、「原則として都が実施する契約手続に準拠」する必要があると記載がありますが、都が実施する契約手続の詳細についてはどこかに情報がございますでしょうか。また、本事業において業務委託契約を考えておりますが、全ての契約対象について競争入札の方式を取る必要がございますでしょうか。ご回答いただけますと幸いです。	公費を原資として行う事業のため、経費の適正性を担保する観点から、都の実施する契約手続を準用しております。 このため原則は競争入札ですが、予定価格200万円（契約の種類により一部異なる場合があります）以下の場合や、その性質又は目的が競争入札に適しないものは、随意契約によることが可能です。 なお、競争入札を実施した場合は入札の経過、随意契約により契約を締結した場合は、その理由等を明確に書面で残していただく必要があります。 <参考> ・地方自治法施行令（関係条文 第167条の2 第1項 第2項） ・東京都会計事務規則（関係条文 第34条の1～3）